

病児保育及びお迎えサービス利用申込に関する同意書

(病児保育利用に関する同意事項)

1. 利用対象となる病気は、入院等を必要としない疾患であること。また、流行性角膜炎、麻疹（はしか）、新型コロナウイルス感染症など特定感染症の場合や医療行為を必要とする場合は利用しないこと。
2. 申込時に病児保育施設の当日の利用状況（定員に達している、他の利用者の病名・状態等）により、利用できない又はサービスの利用を待つことがあること。
3. 利用登録は事前に、または利用日当日、本保育室にて「利用登録申請書」「病児保育及びお迎えサービス利用申込に関する同意書」を提出して行う。
（1年ごとの更新を行う。）
4. 児童の保護者は、本保育室を利用する間、「利用登録申込書」に記載した緊急連絡先に常に連絡でき、緊急時でも保護者の意思が確認できるよう努めなければならない。
5. 当院の診察後（利用日初日のみ）、必要があれば検査、治療についての同意を電話連絡で行うことがあること。連絡が取れない場合でも、検査、治療を行うことがあること。病状によっては、救急搬送を含め救急処置を実施することがあること。
6. 定める時間に児童を引き取り、免許証等で本人確認できる事前に定めた保護者、代理人が引き取ること。
7. 意図せず発生した小さな怪我、打撲や風邪など日常生活で起こりうる小事故、緊急時連絡が取れなかったことで不利益が生じた場合も、当院や職員の責任を問わないこと。
8. 児童の保護者は本保育室に対して、本保育室の求めに従い保育に必要な情報を提供しなければならない。

(お迎えサービス利用に関する同意書)

1. 対応には十分配慮しますが、体調が悪い中、面識のない大人に知らない場所に連れて行かれることは、お子さんにとって心身への負担が大きいということとを十分理解したうえで利用すること。

2. 利用状況により、病児保育室の確保ができない場合は、お迎えサービスをお断りする場合があること。
3. 児童の病状を確認したうえで、送迎が望ましくないと医師、看護師が判断した場合には送迎サービスを利用できないこと。
お迎えサービスでは、当院受診後に本保育室でのお預かりとなること。
4. 送迎の途中で病状が急変した場合には、救急搬送を含め救急処置を実施することがあること。
5. 故意でない過失に対し、保険による保証を超えた賠償を負えないこと。
6. 送迎はタクシー会社等、他社の車両や人員によりサービスを提供され、その送迎中に生じた交通事故等による受傷・後遺症等の損害に対し、当院で責任を負えないこと。
7. 送迎エリアは保育園・幼稚園・小学校等が旧岩国市内である場合に対象となること。
8. あらかじめ定められた利用時間を厳守すること。
9. 児童の引き渡しは、免許証等で本人確認できる本同意書に記入した保護者、または代理人であること。
10. 保育料・衛生消耗品使用料諸経費は、本保育室へのお迎え時に精算すること。
11. 事前登録申請書等に記載された内容について、保育園・幼稚園・小学校と情報を共有すること。

【保護者同意欄】

病児保育利用するにあたり、以上の項目に同意します。

お迎えサービスを利用するにあたり、以上の項目に同意(します・しません)

令和 年 月 日

保護者氏名 (続柄)

住 所：

児の氏名：

引取代理人： (続柄)

引取代理人生年月日